

## 布川事件第 20 回全国現地調査にご参加を

2010年6月20日

布川事件第 20 回全国現地調査実行委員会準備会  
日本国民救援会中央本部・東京都本部・茨城県本部  
布川事件・桜井昌司さん杉山卓卓さんを守る会  
布川事件・茨城の会

### 第 1 回再審公判は 7 月 9 日

日ごろから冤罪布川事件へのご支援・ご協力を賜りまことにありがとうございます。  
布川事件第 2 次再審請求審は、昨年 12 月 14 日最高裁が検察の特別抗告を棄却し、裁判のやり直しが確定しました。7 月 9 日午後 1 時半から水戸地裁土浦支部で第 1 回公判が開かれ、以後 7 月 30 日、9 月 10 日、10 月 15 日、11 月 12 日、12 月 10 日と年内の裁判日程が決まりました。6 月 11 日開かれた三者協議で裁判所は、検察が主張する犯行に使われたパンツやタオル、シャツを対象とする DNA 鑑定について、対象物が汚染されていない理由を検察に答弁するよう求めましたが、鑑定のは非について結論は出しませんでした。

### 第 20 回全国現地調査は 9 月 10.11 日に

守る会は、不当な DNA 鑑定をゆるさず、一日も早い無罪判決と検察の手持ち証拠を全面開示し誤判原因を明らかにさせるために、全国の救援会・守る会の会員、支援者に、裁判所に要請署名・葉書の集中をお願いするとともに、現地調査日程を当初予定の 9 月 4・5 日から、第 3 回公判日に合わせて 9 月 10 日・11 日に変更し開催することにいたしました。

裁判傍聴希望者は 10 日 11 時までに裁判所入口に集合、事前学習会はホテルマロウド筑波で傍聴できなかった人を対象に 14 時から 16 時半まで開催。17 時半から記者会見を兼ねた報告集会、19 時から請求人・弁護団との夕食交流会を予定。翌 11 日は、成田線布佐駅までホテルのバスで移動、9 時過ぎ布佐駅から犯行現場を通って利根町役場まで徒歩で現地調査、総括集会后 12 時半に解散予定です。

再審公判支援を兼ねた文字通り最後の現地調査に全国各地からごぞってご参加いただけますようご案内申し上げます。

円 000.00	(ペイ)		以上
円 000.1		成等々の会審再請等	
円 0000		成等々の会説交	
円 000.1		成等々の査調地與日 II	

## 第20回全国現地調査 要項

布川事件・第20回全国現地調査実行委員会

〒113-0034 東京都文京区湯島2-4-4 平和と労働センター5F

救援会東京都本部内 布川事件守る会

Tel.03-5842-6464 Fax.03-5842-6466

〒310-0062 茨城県水戸市大町3-1-24 はばたきビル

水戸翔（はばたき）合同法律事務所内

桜井昌司さん杉山卓男さんを守る茨城の会

Tel.029-231-4555 Fax.029-232-0532

**日時** 2010年9月10日（金）13:00～9月11日（土）12:30

**場所** ホテルマロウドつくば・利根町

（常磐線土浦駅北口から徒歩15分）

**日程** 第1日目（9/10） ホテルマロウドつくば（TEL 029-822-3000）

■事前学習会（14:00～16:30）

- ・ 実行委員長あいさつ 守る会代表世話人あいさつ
- ・ ビデオ上映
- ・ 弁護団報告

■ 記者会見・報告集会（18:00～19:00）

■ 夕食懇親会（19:00～21:00）

第2日目（9/11）（布佐駅9:00受付・集合）

■ 現地調査 成田線布佐駅から事件現場を通って利根町役場まで歩き、現場再現実験などを行います。

■ まとめの集会(11:00～12:00) 利根町役場多目的ホール

## 参加申込書

\* 締切 2010年8月31日（火）

氏名		所属	
連絡先			
TEL			
◎参加費	（参加に○をつけてください）		
	全国現地調査に全日参加	（シングル）	16,000円
		（ツイン）	15,000円
	事前学習会にのみ参加		1,000円
	交流会にのみ参加		6000円
	11日現地調査のみ参加		1,000円

## えん罪「布川事件」の桜井昌司さん、杉山卓男さんの 早期無罪判決をもとめる要請書

昨年12月14日、最高裁判所第二小法廷は、えん罪「布川事件」の再審開始を命じた一・二審の決定を支持し、検察庁の特別抗告を退ける決定を下しました。今回の最高裁決定は、全員一致で「再審開始」を認めたものであり、十分に審理を重ねた結果であって、二人の無実は疑いようがありません。

もともと布川事件は、物証は全くなく、有罪の根拠は『自白』とあいまいな目撃証言だけででした。それら『証拠』とされたものの全てが、信用性がないとして否定されました。

さらに重大なのは、警察官は法廷で偽証し、録音テープの改ざんなどの不正をして二人を犯人に仕立て上げ、検察官は無実につながる証拠を隠して裁判所を欺いてきたことが明らかになったことです。

桜井さんと杉山さんは、こうした警察・検察の違法な捜査と公判活動によって、やってもいない強盗殺人犯にされて29年も投獄され、42年を経た今も苦難の人生を強いられています。

昨年5月から裁判員裁判が始まり、国民の裁判への関心はかつてなく高まっています。

足利事件など他のえん罪事件でも、えん罪は『自白』の強要や証拠隠し、自白偏重の裁判という構造的な問題によって作られることが明らかになっています。

貴裁判所におかれましては、これらの点を充分に考慮されまして、誤判原因の解明とえん罪の再発防止、さらには司法への信頼回復を図るために、公正な審理をされたうえ、一日も早く二人に無罪判決をして人権を回復されるよう、下記のとおりに要請します。

### 記

- 1 公判前協議において検察官に全ての証拠を開示させ、弁護団にえん罪の原因を解明させる機会を与えること
- 2 桜井昌司さん・杉山卓男さんに一日も早く無罪判決を言い渡すこと

2010年 月 日

氏 名	住 所

【取扱団体】〒113-0034 東京都文京区湯島 2-4-4 平和と労働セツタ-5 階救済会東京都本部内  
布川事件・桜井昌司さん杉山卓男さんを守る会

TEL. 03-5842-6464 FAX. 03-5842-6466